

事業被害防止の必要性に関する通知

1 対象獣類の種類、通知の期間

対象獣類	ヒグマ
対象地域・区域	北海道全域
通知の有効期間	令和 7 年 2 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 北海道における当該獣類に係る事業被害の防止の必要性

別添「北海道ヒグマ管理計画（第 2 期）」のとおり

3 「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和 6 年 11 月 29 日付け警察庁丁保発第 147 号）別紙第 1 「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」の利活用のみで対応できない状況

ヒグマについては、近年、あつれきの原因となる特定の個体（問題個体）を捕獲することで、あつれきを減らす方策を採ってきたが、個体数は増加を続け、あつれきも高まっている状態が続いていたことから、令和 6 年 12 月にヒグマ管理計画を改定し、あつれきが社会問題化等していなかった頃の数まで個体数調整を行い、あつれきの減少を目指すこととしたところであり、捕獲数の増加を図ることが喫緊の課題となっている。

このような中で、本道としては、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和 6 年 11 月 29 日付け警察庁丁保発第 147 号）別紙第 1 「認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」を利活用していくことを予定している。

しかし、認定鳥獣捕獲等事業者制度については、都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手確保を主な目的として設定されたものであるが、道内においてはヒグマの銃猟が可能な事業者は二者（装薬銃捕獲従事者計 28 名）しかいないことなどから捕獲等事業は実施していない。このように、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者への特例措置は、今後の当該獣類の捕獲数増加にはほとんど寄与しないものと考えられる。

また、被害防止計画に基づく捕獲については、札幌圏などの都市部の自治体においては、狩猟者の数が多く捕獲の担い手となり得るものの、その自治体内に農地が少ないことなどから、従事者となる者は極めて限定的である。また、都市部以外でも、経験の浅い者は従事者から除外するなどにより、必ずしも狩猟者全員が従事者にはなっておらず推薦を受けられる者も限定される。

このため、引き続き、認定鳥獣捕獲等事業者による捕獲や被害防止計画捕獲従事者による捕獲の強化を図るものの、当面、緊急を要する全道での捕獲対策のために必要な捕獲者を確保できない。

これらのことから、当該獣類のさらなる捕獲の推進が喫緊の課題となっている本道においては、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号）別紙第2「都道府県知事からの国に対する通知に基づく特定ライフル銃の所持許可の特例」も含む2つの特例的運用を同時に活用し、当該獣類に係る事業被害の防止施策を効果的に進める必要がある。

4 当該都道府県の区域において当該獣類を特定ライフル銃で捕獲する必要性

ヒグマについては、最大体重はオスで400kg、メスで120kg程度になり、日本に生息する最大の陸上動物であり、その大きさから、単弾以外での銃による捕獲は、至近距離での射撃などの極めて特殊な場合を除き、現実的ではない。「狩猟読本（一般社団法人大日本猟友会発行）」においては、粒径8.6mmの大粒径の散弾（00B）であっても、その適用鳥獣にクマ類を含めていない。なお、北海道が令和5年度に実施した第一種銃猟免許更新者を対象とするアンケート調査の結果、粒径7mm未満の散弾をエゾシカの直接的な捕獲に使用した経験がある狩猟者は、調査対象者のうち約1.5%であったことも、単弾以外での大型獣の銃猟は極めて例外的である事実を示すものである。

道内においては、昭和37年以降、158件のヒグマによる人身被害が発生しており、うち4割が、当該獣類からの反撃を受けた狩猟者が占めるなど、捕獲従事者の被害リスクが高いことが明らかとなっている。また、北海道銃砲火薬商組合沖組合長からは、散弾の中でも粒径が大きく威力の大きい6粒入りのバックショットについて、30～40mの距離でパターンテストを行ったところ、直径1mの的に入るのは半分程度の粒であることを確認していることから、散弾をヒグマに使用した場合、威力が弱く、そのほとんどが半矢になるとの指摘を受けている。これらのことから、捕獲従事者が安全に当該獣類を捕獲等するためには、確実に当該獣類の命を絶つ威力を有する単弾の使用が必要となる。

以上のように、当該獣類については、体の大きさや反撃の危険を鑑み、単弾使用の必要性が認められるものとする。

また、当該獣類の捕獲に使用する猟銃及び単弾については、射程及び命中精度も確保する必要がある。本道におけるヒグマによる令和5年度の農業被害額は、332百万円と甚大なものとなっており、その被害軽減等には、被害が発生している農耕地及びその周辺での捕獲が不可欠である。一方、本道の面積は83,422平方キロメートルと、都道府県の中では最も広く、さらに、全国と比較すると山地や傾斜地が少なく、なだらかな土地が多いのが特徴（出典：北海道データブック2024）である。当該獣類が反撃に転じる可能性があることを考慮すると、当該獣類に察知されることなく猟銃の射程内に接近することが求められるが、平坦かつ広大な土地が広がる本道において、銃身に腔旋を有しないため射程が短く命中精度の劣る散弾銃で捕獲等する距離にまで察知されることなく近接することは極めて困難である。

また、ヒグマは時速 60km で走ることが可能（出典：知床財団 HP）であり、可能な限り遠距離で射撃し、確実に捕獲等することが狩猟者の安全確保につながることから、使用する猟銃には射程の長さや高度な命中精度が求められ、特定ライフル銃によらざるを得ない。北海道銃砲火薬商組合によると、ハーフライフル銃とサボットスラグ弾の組み合わせは、平滑銃身銃とスラグ弾の組み合わせと比較し、有効射程が長く、遠くの獲物を正確に狙えるという利点があるとしているほか、「狩猟読本」においても、サボットスラグ弾の有効射程距離は、スラグ弾より 1.5～2 倍程度割り増しして考える必要があるとしている。

また、ヒグマについては、管理計画に基づき、人の生活圏への出没抑制やヒグマ捕獲従事者の育成のための春期管理捕獲を実施しており、ベテランの指導の下、初心者が安全を確保しながら捕獲に従事する上でも、射程が長く、命中精度が高い特定ライフル銃の使用が必要である。

そのため、当該獣類による事業被害防止を目的に銃猟を行うためには、威力の強い単弾を、より長い射程で正確に発射することが可能な特定ライフル銃の活用が必要となる。

なお、北海道警察本部生活安全部保安課によると、令和 5 年 12 月末時点の、本道内において所持許可されている猟銃等（ライフル銃、散弾銃、ハーフライフル銃及び空気銃の計）は 12,855 丁であるが、そのうちハーフライフル銃は 1,879 丁と全体の約 15% を占めており、既に、本道区域内において特定ライフル銃が活用されている実態にあるものとする。

